

政府の規制改革推進会議が、生乳流通について昨年11月末に意見を公表した。当初の指定生乳生産者団体(指定団体)制度の廃止は、与党の自民党部会の他、多数の自治体の議会から存続と機能強化を求める決議が上がるなどの動きがあり、最終的な意見からは外された。しかし、依然として、大方の酪農家や乳業プラントを運営する事業者の状況認識とは大きな乖離(かいり)があるといってしまうところである。誰のための意見なのか、改めて論じておきたい。

### 指定団体を誤認

「改革の原則」は、生産者が生乳の出荷先を自由に選べる制度への改革」とさ

## 生乳制度見直し

# 論点



京都大学大学院教授 新山陽子

にいやま・ようこ 1952年広島県生まれ。74年京都大学農学部卒業、80年同大学院博士課程修了、同大農学部助教授を経て、同大学院農学研究所教授。専門は農業経済学、フードシステム論。「食品安全システム実践論」など著書多数。

# 誰のための改革か？

出荷先に制約がないのは関係者の誰もが認識するところであり、生乳の約5割が指定団体外で流通している。なぜ誤認があるのか。それは、なぜ多くの酪農家が指定団体を通して出荷し、乳業事業者も調達先と

れている。しかし、現在、出荷先に制約がないのは関係者の誰もが認識するところであり、生乳の約5割が指定団体外で流通している。なぜ誤認があるのか。それは、なぜ多くの酪農家が指定団体を通して出荷し、乳業事業者も調達先と

れている。しかし、現在、出荷先に制約がないのは関係者の誰もが認識するところであり、生乳の約5割が指定団体外で流通している。なぜ誤認があるのか。それは、なぜ多くの酪農家が指定団体を通して出荷し、乳業事業者も調達先と

れている。しかし、現在、出荷先に制約がないのは関係者の誰もが認識するところであり、生乳の約5割が指定団体外で流通している。なぜ誤認があるのか。それは、なぜ多くの酪農家が指定団体を通して出荷し、乳業事業者も調達先と

れている。しかし、現在、出荷先に制約がないのは関係者の誰もが認識するところであり、生乳の約5割が指定団体外で流通している。なぜ誤認があるのか。それは、なぜ多くの酪農家が指定団体を通して出荷し、乳業事業者も調達先と

れている。しかし、現在、出荷先に制約がないのは関係者の誰もが認識するところであり、生乳の約5割が指定団体外で流通している。なぜ誤認があるのか。それは、なぜ多くの酪農家が指定団体を通して出荷し、乳業事業者も調達先と

やチーズ、バター等乳製品の供給量と需要量を見据え、農家にもブランドにも過不足が生じないよう、各農家から集乳し、各プラントへ配送しているのが指定団体である。輸送手段(保冷クーリー車)の保持、対

の流通、需給の大混乱は必至である。もし仮に、指定団体を通さずに出荷したいと考える農家が増えても、その農家らは、結局のところ指定団体と同じような機能を持つ組織をつくらざるを得なくなるはずである。

利用を強制してはいけな「い」との文言も奇異である。酪農家は、共同販売のメリットを得るためにこそ農協に加入しているのである。団体の分割が目的なのだろうか。それは意見書にもある「交渉力の強化」とは齟齬(そご)する。小売量販店の優越的地位に触れた

### 見当外れの認識

そのどこに違いがあるのだろうか。酪農家が農協に強制され意思に反して指定団体を利用している。この認識が垣間見える。酪農家に関する見当外れとは、酪農家について間違いない。酪農家は厳しい経営環境の中で淘汰(とうた)され、科学的思考と自律的な判断力を持つ経営者がほとんどである。農協は「組合員に農協は改悪できる」と考えるのは浅はかな考え方である。